

平成21年第2回与論町議会臨時会

与論町議会会議録

平成21年5月29日

与 論 町 議 会

平成21年第2回与論町議会臨時会

第1日

平成21年5月29日

平成21年第2回与論町議会臨時会会議録

平成21年5月29日（金曜日）午後3時43分開会

1. 議事日程（第1号）

開議の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第29号 平成21年度与論町一般会計補正予算（第1号）
- 第4 議案第30号 平成21年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第5 議案第31号 業務委託契約の変更について
（与論町地域情報通信基盤整備推進交付金事業）
- 第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
（与論町税条例の一部を改正する条例）

2. 出席議員（11名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 川村武俊君 | 2番 | 林隆寿君 |
| 3番 | 供利泰伸君 | 4番 | 福地元一郎君 |
| 5番 | 喜山康三君 | 7番 | 坂元克英君 |
| 8番 | 喜村政吉君 | 9番 | 野口靖夫君 |
| 10番 | 麓才良君 | 11番 | 大田英勝君 |
| 12番 | 町田末吉君 | | |

3. 欠席議員（1名）

- 6番 本畑敏雄君

欠員（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため議場に出席した者の職氏名（4名）

- 町長 南政吾君 総務企画課長 元井勝彦君
税務課長 猿渡ケイ子君 町民福祉課長 沖野一雄君

5. 職務のため出席した事務局職員（2名）

- 事務局長 川畑義谷君 書記 林孝徳君

開会 午後3時43分

- 議長(町田末吉君) ただいまから、平成21年第2回与論町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(町田末吉君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、2番 林 隆寿君、7番 坂元 克英君を指名します。

日程第2 会期の決定

- 議長(町田末吉君) 日程第2、会期決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長(町田末吉君) 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日と決定しました。

日程第3 議案第29号 平成21年度与論町一般会計補正予算(第1号)

- 議長(町田末吉君) 日程第3、議案第29号 平成21年度与論町一般会計補正予算(第1号)を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長(南 政吾君) よろしくお願ひします。

議案第29号 平成21年度一般会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

平成20年度国民健康保険特別会計(事業勘定)の歳入不足分を補うため、財政調整基金から5,370万円を一般会計へ繰入れし、国民健康保険特別会計(事業勘定)への繰出しとなっております。歳入歳出予算にそれぞれ5,370万円を追加し、一般会計予算総額3億2,853万円となっております。御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

- 議長(町田末吉君) 提案理由の説明は終わりました。
これから、質疑を行います。

- 議長(町田末吉君) 11番

- 11番(大田英勝君) 直接、予算についてではないんですが、今度国保税が値上がりということになったわけですが、その後、町民からのどのような反応があったのか、いろんな反応があったんじゃないかと思ひますが、すっかり落ち着いているのか、その辺の動向について少しだけお尋ねしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長

○町民福祉課長（沖野一雄君） お答えをいたします。先月の4月の20日から、まず、全集落を回らなくちゃいけないということで、茶花集落を皮切りにですね、4月の20日から最後の城集落まで4月の30日まで、10日間にわたりまして、国保税のアップに関わる、国保に関わる老人保健であるとか、後期高齢者であるとか、あるいは介護保険も関係してまいりますので、そういったもろもろの関係する事業も含めまして、1時間半程度、平均ですけれども、私ども町民福祉課、もちろん国保税担当の税務課の職員全員出席しまして、全集落を回りました。その中でいろんな御意見を頂いております。お陰様で議会の皆様の承認を頂きましたので、町民の皆様からですね、「比較的やむなし」と、あるいは「理解ができます」ということで、「やはり医療費を抑えていくために、全町民を挙げて努力していかなくちゃいけない、行政と共に町民の方も一緒になって努力をしなくちゃいけない」というような温かい御意見を頂きました。厳しい御意見も幾つかありましたけれども、「いや、私は反対です」とか、「私はそれに賛同することはできません、国保税の値上げに伴って、それは納めることはできません」とかという、厳しい御意見は出なくてですね、非常に有り難く御理解いただいたものだというふう感触を受けてまいりました。以上です。

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第29号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号 平成21年度与論町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 平成21年度与論町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第30号 平成21年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（1号）

○議長（町田末吉君） 日程第4、議案第30号 平成21年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第30号 平成21年度与論町国民健康保険特別会計補正予

算（1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、平成20年度において収入不足が生じたため、平成21年度より繰上充用するものです。補正は、歳入で一般会計繰入金5,370万円の追加、歳出で前年度繰上充用金5,370万円を追加計上しております。御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第30号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号 平成21年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 平成21年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第31号 業務委託契約の変更について（与論町地域情報通信基盤整備推進交付金事業）

○議長（町田末吉君） 日程第5、議案第31号 業務委託契約の変更について（与論町地域情報通信基盤整備推進交付金事業）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第31号 業務委託契約の変更について、提案理由を申し上げます。

光ファイバーの敷設を行うに当たり、電柱敷設予定地において、予定していた経路をとることができなかったことにより、基本設計に変更が生じ、計画の変更に予想外の時間を要し、事業完了までに相当の時間を要することから、当初予定していた工期の終了日を、平成21年5月31日から平成21年10月30日へ変更するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

- 議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。
これから、質疑を行います。
- 議長（町田末吉君） 4番
- 4番（福地元一郎君） 今の説明にありましたように、電柱が、聞いたところによると、100本ほど増えるそうなんですけども、自営柱が。それは、それでよろしいんですか。
- 議長（町田末吉君） 総務企画課長。
- 総務企画課長（元井勝彦君） 設計の段階におきまして、各戸に引く道程におきまして、電柱を多くしておいた方がですね、行く行く管理がしやすいという報告がありますので、そういうことで、設計の段階で、そういうふうに見直しをしております。
- 議長（町田末吉君） 4番
- 4番（福地元一郎君） NTT西日本の見積りにも、大体自営柱が250本って、記入されているんですけども、200本だと想定内ということでしたが、それで収まるもんですかね。あと外に、例えば、また申込みが今大体700件を超えていると思うんですけど、それ以上に、また申込みがあった場合に増える可能性がありますよね。
- 議長（町田末吉君） 総務企画課長。
- 総務企画課長（元井勝彦君） 今の段階におきましては、それで間に合うというふうに想定をしておりますけども、まず、今後申込みが増えるという事態が発生すれば、変更の見直しはしていく必要があるかと思えます。
- 議長（町田末吉君） 4番
- 4番（福地元一郎君） もう一つですね。あと、それが、工事が終わって実際、こう、IRU方式で運営していくわけですけど、その場合にですね、NTTが大体850所帯を見てますよね、予定としては。それは、実際のところ申込みが700は超えていると思うんですけど、大体、足りない分は町の手出しになると思うんですけども、その辺の問題はどうなるんですか。
- 議長（町田末吉君） 総務企画課長。
- 総務企画課長（元井勝彦君） 大変、大事な問題ではありますけども、今ですね、NTTの方と、その線引きについて、交渉中ございまして、私どもの方としては、多くなっても向こうから料金を取らないと、こっちが少なくなってもこちらは料金は上げないという方向で、NTTの方とは、調整をしておりますが、今後、NTTがどういう方向でくるか今のところははっきりしませんけれども、今のところ、ADSLの加入件数を基準にしたいというふうにNTTの方は言うております。ただ、将来的に町にそういった負担が発生しないように、今後あらゆる方法を使ってですね、交渉は進めていきたいと思っております。
- 議長（町田末吉君） 4番
- 4番（福地元一郎君） その自営柱の問題もですね、実際、今の工事期間中であればいいんですけども、終わった後に、来年実際に運用を始めた時にですね、申込みがあった場合に、電柱を立てないといけない場合、かなりの金額が掛かるわけですよ。そういったところもちゃんとどこまでっていうのを線引きして決めておかないと、

畑の真ん中に家を建てて、そこまでその光を引いてくれって言うてもですね、とてもじゃないけど、町の負担が大きくなって大変だと思うんですよ。だから、そういったところもちゃんと決めておかないと駄目だと思うんで、一つよろしく願います。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 説明会におきまして、申込期限までに申込みのなかったケースについては個人負担ですよ、ということは説明申し上げておりますので、その方向で今進めてるところであります。また、今後検討していきます。ありがとうございました。

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第31号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号 業務委託契約の変更について（与論町地域情報通信基盤整備推進交付金事業）を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 業務委託契約の変更について（与論町地域情報通信基盤整備推進交付金事業）は、可決されました。

-----○-----

日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（町田末吉君） 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）が平成21年3月31日に公布され、平成21年4月1日施行により、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を直ちに公布し、4月1日より施行しなければならず、時間的に議会を招集することができないため、専決処分して、その承認をお願いするものであります。主な改正内容は、国民健康保険税の介護納付金分に係る賦課限度額を9万円から10万円に改定するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（与論町税条例の一部を改正する条例）

○議長（町田末吉君） 日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（与論町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（与論町税条例等の一部を改正する条例）、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）が平成21年3月31日に公布、平成21年4月1日の施行に伴い、与論町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、公布から施行までの期間が短く、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したため、その承認を求めるものであります。主な改正内容は、個人住民税における住宅ローンの特別控除の創設、配当・譲渡益に対する軽減税率の延長、土地等の長期譲渡所得に係る1千万円の特別控除の創設、また、固定資産税における現行の負担調整措置の継続であります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（与論町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（与論町条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

-----○-----

○議長（町田末吉君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

-----○-----

平成21年第2回与論町議会臨時会を閉会します。

御苦勞様でした。

-----○-----

閉会 午後4時02分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 町田末吉

与論町議会議員 林 隆寿

与論町議会議員 坂元克英